

教育委員会制度への新たなアプローチの可能性

— ヴェブレンの「制度」概念を手がかりに —

Potentials of Board of Education :

Rereading T. Veblen's concept of "Institution."

うみ ぐち ひろ よし
海 口 浩 芳

1. 問題の設定

ヴェブレン (Veblen, T. 1857-1929) については、これまで主として経済学の分野でその思想的特徴の研究がなされてきた⁽¹⁾。ヴェブレンの『有閑階級の理論』は、その副題が「制度の進化に関する経済学的研究」とあるように当時のアメリカ社会が農村・生産的な社会から都市的・浪費的な社会に移行していく社会構造の変化の過程を解明しようとしたものである。ヴェブレンがそこで手がかりとしたのは「制度 (institution)」であった。「制度」には明確な制度化を確立している「法としての制度」と、階級・階層・地位・流行などを形成する「思考習慣としての制度」の二側面があるが、ヴェブレンは「思考習慣としての制度」を分析の中核にすえ、当時のアメリカ社会を鋭く批判するとともに、すでに20世紀の基本的特徴となる大衆消費社会の到来、大企業の出現などを見通し、制度と人間の行動とがいかなる関わりをもつのか、その進化の過程を検討することを課題としていた。

ところで、経済と教育との関係が注目されるようになるのは第二次大戦後のことである。戦後復興に続く経済成長の一因に教育の及ぼす影響が大きいと考えられるようになったからである⁽²⁾。それ以降現在まで、人的資本論に代表されるように経済と教育の関係がたびたび議論されるようになる。その背景として現在では、猛烈な勢いで進行する経済システムのグローバル化と先進諸国における少子化による人口減がある。つまり、一人当たりの生産性や質を高めないと経済成長が見込めないため世界規模の経済競争に生き残れないとの危機感があるのである。ここでヴェブレンに戻れば、彼は経済や社会に関して考察する際に人間が生活するうえで逃れられない「思考習慣としての制度」に注目していたことはすでに述べた。人間の営みにおいて「思考習慣の制度」は文化を形成する一因といっても過言ではない。現在進行しているグローバル化が経済システムのみにとどまらず、文化をも含めて進行しており、我々は「価値や規範、日常意識の総体が再定義されていくプロセスの只中」(姜尚中・吉見 2001, 17-19頁) にいる状況下で文化の一翼を担う教育という事象をヴェブレンを手がかりに検討することは意義のあることと思われる⁽³⁾。

ここで、教育に関して「制度」の観点から検討した研究についてみれば、「法としての制度」に主眼がおかれたものとしては、教育行財政制度、ひいては教育委員会制度についての研究が挙げられ、「思考習慣としての制度」に主眼がおかれたものとしては、哲学、教育人間学の観点からの研究が挙げられる。さらに詳しく検討すれば、前者については、わが国の戦前と戦後における教育財政の法制度と

原理の連続・断絶の諸相を教育財政制度の展開に即して解明しながら、戦後の教育財政の法制度と原則およびそれに付随する諸問題を検討した研究（小川 1991）、および従来通説的理解とされてきた戦後教育行政の「地方分権」化と文部省の「指導助言」機関への性格転換という見方に対して検討を加えた研究（荻原 1996）がある。後者においては、ゲーレン（Gehlen, A.）を手がかりとして人間形成上「制度」がもつ意義の解明を試み、「人間は人間がつくり出したものに精通してはじめて自由を得る」のであり、そのために人間がつくり出したものが「行為の『習慣化』『自立化』したもの」であり、「制度」とは他者あるいは自己自身との関係を支えている点に人間形成上の意義がある（岡谷 1995）というものである。

ところで「制度」のもつ二側面の間の区別は、かなりの程度曖昧である。通常我々が「制度」といった場合、法令や規則など「法としての制度」をさす場合が多いが、パーガー＝ルックマンがいうように「制度化は習慣化された行為が行為者のタイプによって相互に類型化されるとき、常に発生する。いいかえれば、そうして類型化されたものこそが制度に他ならない」、さらには「行為の相互的な類型化は共有された歴史過程のなかで形成される。これらの類型化は短時間で作り出せるようなものではない。制度は常に歴史をもっており、それらは歴史の産物なのである」（Berger, Peter, and Thomas Luckmann訳書 1977, 93-94頁）と考えるなら、「制度」とは、日常我々が習慣として行っている行為規範である「思考習慣としての制度」を根源とするといえる。

ここでの問題関心は、本来連続性をもっているはずの「制度」が、現在においては「法としての制度」と「思考習慣としての制度」との間に断絶があり、社会を設計するうえでの「法としての制度」に、人間が生活するうえで逃れられない「思考習慣としての制度」の視点が幾分欠落しているのではないだろうかという点にある。「法としての制度」である教育行財政に関するさきの先行研究を批判的に検討すれば、主に法令解釈、資料によるあとづけにとどまり、これから先の教育政策への提言があまり明確に提出されていないように思われる。1999年には、地方分権一括法を構成する地方教育行政法など21の教育関係法を含む475の法律改正が行われ、地方分権一括法が2000年4月1日に施行され、学校現場では学校評議員制度の導入など「法としての制度」の改革が進められているが、それらが理念に近い形で機能するためには、人間が生活するうえで逃れられない「思考習慣としての制度」の視点が必要なのではないかと思われるのである。

さて、現在の教育学における教育委員会制度、教育政策に関する研究、とりわけ教育政策の中でも一般の関心をひく学校選択制に関する研究の位置づけを簡単に整理しておこう。黒崎（1996）によれば、「今日のエデュケーション行政理論の支配的枠組みは『教育の内的・外的事項区分論』と呼ばれるもの」であり、この「内外区分論の理論的前提は教育と教育行政との区別にある」という。そしてこの理論の根本的な問題点は、その「理論の枠組みの前提にあった教育政策・行政によって教育が決定されているという想定が今日の状況と齟齬を来している」ところにあると指摘している。よって今日求められている教育行政理論は、「市民社会の力学のなかでの教育の動態を分析し、その動向に対応した効果的な教育行政の役割を見出すことが課題である」との立場から、学校選択性を積極的に評価しその実施につい

て理論的に援護している（43-49頁）。一方、学校選択性に危機感をもつ立場から藤田（1997）は、競争原理および親や子どもの学校への積極的な参加を確保できるとの主張に基づき、「二重の仕方で、『学校の再生』の可能性を主張する」学校選択自由化論には二つの問題点があると指摘する。それは「『学校の再生』『教育の再生』を至上の課題に掲げる根拠、学校・教育の現状についての認識が妥当なものかどうかという問題」と「巨大なシステムとして展開している学校教育の構造と機能を単純化しすぎて、その特質をとらえ損ねているという問題」である（224-226頁）。この問題意識から黒崎の展開する論をユートピア的なものとして批判している⁽⁴⁾。また、学校選択性に代表される教育改革の鍵概念の一つにアカウンタビリティ（accountability）があるが、経済効率の論理から誕生したこのアカウンタビリティ概念が市民主義的な教育論議と結合しやすい背景に、「学校現場が、子どもや保護者・地域住民の要望や声を十分に吸い上げるシステムをもち得ず、自己変革への意志と能力と契機を欠く現状」があり、その意味でアカウンタビリティは示唆的だが、機能的な概念に安易に依拠した学校運営は、学校間の序列化と教育実践の形骸化につながりかねない（渡邊 2002, 183頁）との指摘もある。

以上、教育政策をめぐる最近の動向を敷衍したわけだが、そこから浮上する問題点の一つは人々が日常的に抱く意識、思考に基づく態度を前提とした政策立案、法整備がなされず多くの課題が山積していることが挙げられる。よって本稿では、ヴェブレンを手がかりとして「思考習慣としての制度」が「法としての制度」へ還元される可能性を探る布石として、ヴェブレンの「制度」概念が教育、教育制度に与える示唆を検討することを課題とする。

なお、本稿ではヴェブレンの「制度」概念を考察する手がかりとして、*The Theory of the Leisure Class*. 1992、高哲男訳『有閑階級の理論』ちくま学芸文庫 1998、を用い、そこからの引用はすべて *T. L. C.*, 訳一頁、と略記し、それぞれの頁を併記する。

2. ヴェブレンの「制度」概念

（1）予備的考察

ヴェブレンの「制度」概念を検討するには、その処女作であり代表作でもある『有閑階級の理論：制度の進化に関する経済学的研究』（*The Theory of the Leisure Class: An Economic Study in the Evolution of Institutions.*）を考察する必要がある。

この書は、発表当時上流階級に対する社会風刺の書と受け止められたが、ヴェブレン自身が課題としたのは別のところにあったという。それは副題が「制度の進化に関する経済学的研究（*An Economic Study in the Evolution of Institutions*）」となっていたことから、単純に有閑階級に対する批判的分析の理論であったのみならず、「制度の進化」すなわち歴史分析の理論として構想され、構築されていたというのである（高 1991, 40頁）。確かに、ヴェブレンは序文で「その（経済的要素としての有閑階級の地位と価値）制度の起源と発展の系譜だけでなく、ふつうなら経済的な分野に分類されない社会生活の側面についても、注意を払わざるをえない（註：括弧内は筆者）」（*T. L. C.*, p. xx. 訳, 9頁）と記述しており、高が指摘するように受け止めるのが妥当であると思われる。

また、高（1991）は、『有閑階級の理論』がヴェブレンの意に反して理論分析の書ではなく、社会風刺の書として評価されることになった原因のひとつとして、紙片の都合でヴェブレンが「明確に定式化できなかった『一般理論』のエッセンスしか提示されなかった」ために、『序論』は読者にとってきわめて難解な箇所になってしまった」ことにあるという（46頁）。こうなった背景として、高はそもそも「理論展開としては、抽象的な一般理論を前半で要約的にのべておいた上で、より具体的な個別理論を展開するという構想のもとに執筆され」たものが、結局ヴェブレン自身一般理論を「満足のいくほどには構築＝定式化できなかった」ため、その要約を序論としたのではないかと推測している⁽⁵⁾（45頁）。しかしながら、『有閑階級の理論』において不完全な形にされたとしても『一般理論』はつねに全体を貫く基本的な視座や概念装置としての役割を担っていたに違いない（46頁）であろうから、序論の内容を吟味することでヴェブレンが「制度」をどのようにとらえていたのかがうかがい知れるはずである。

（2）ヴェブレンの理論的立場

『有閑階級の理論』の序論は有閑階級の定義からはじまるが、以降の議論の範疇は文化人類学、民族学、社会学の領域までも含む。「制度」が人間の生活にどう関わり、変化してきたのか。ヴェブレンの理論的立場が序論においてどのように示されているのかを以下で検討する。

『有閑階級の理論』であるから、当然有閑階級という「制度」の歴史的生成に関して主として述べられている。例えば、それは「有閑階級という制度は、共同社会が原始未開から野蛮状態へと移行する間に、つまりもっと正確に言えば、平和愛好的な生活習慣から一貫性をもつ好戦的な生活習慣へと移行する間に漸次的に発生した」（*T. L. C.*, p. 24. 訳, 17頁）という部分に端的にあらわれている。ここで注目すべきは、有閑階級という「制度」は、人間の生活習慣の変化によって誕生したこと。つまり、人間の生活習慣によって支えられているという指摘である⁽⁶⁾。そして、そうした習慣は現代的な生活のなかにおいても強固に残存していると次のように指摘している。

「事実の間で習慣的に行われる区別の根拠は、事実を習慣的にながめる基礎、すなわち関心が変わることで変化する。目の前にある事実の特徴は誰にも分かりやすく基本的なものであり、時代の支配的な関心は、それに対して向けられる。（中略）さまざまな活動の目的と方向を区別したり分類したりする習慣は、必ずいつどこにでも存在する。実際的な人生観や生活図式を手に入れるために不可欠なものだからである。特定のものの見方、すなわち生活上の諸事実を分類してゆく際に決定的な役割を担うとされている一定の特徴は、諸事実間の区別の基礎をなす関心次第で決まる。区別の根拠、したがってまた事実を区分けしてゆく際の手続き規範は、文化の成長とともに漸進的に変化する。というのは、生活の諸事実を理解するそもそもの目的が変われば、結果的に、ものの見方もまた変化するからである」（*T. L. C.*, p. 25-26 訳, 19頁）。

また、有閑階級に付随する威厳、名誉といった価値の概念の展開と意味内容に関してヴェブレンは次のように指摘する。

「人間の理解においては、展開してゆく衝動的な活動—『目的論的』活動—の中心はあくまでも人間である。人間はあらゆる行為規範のなかに、なんらかの具体的で客観的な、さらには、一般的な目的の達成を望むような主体である。このような主体であるということにより、（中略）人間は有用性や効率性を高く評価し、不毛性、浪費すなわち無能さを低く評価する、という感覚をもっている。この習性あるいは性向は製作者本能（Instinct of Workmanship）⁽⁷⁾と呼ぶことができる」（*T. L. C.*, p. 29. 訳, 26頁）。

最後に、序論においてヴェブレンは平和愛好的な未開集団の段階から、好戦的な野蛮集団への移行という人類史を辿りながら、有閑階級という「制度」の誕生に深く戦闘が関わっていたことを指摘しているが、そこでヴェブレンが主張しようとした要点は以下になる。

「問題は、習慣としての好戦的な思考様式—事実や出来事を戦闘の観点から判断するという行きわたった習慣—の発生に関するものである。略奪的な文化段階への到達は、集団構成員に略奪的な態度が習慣的で公認の精神態度になったとき、すなわち、人々の人生観のなかで戦闘が中心的な要素になり、人間と物についての常識的な評価が闘争を目的とした評価になったときに、はじめて実現する」したがって、「平和愛好的な文化段階と略奪的な文化段階との間の実質的な違いは、精神的なものであって物理的なものではない」（*T. L. C.*, p. 32. 訳, 30頁）。

これから、ヴェブレンのいう「制度」は、習慣としての思考様式に依拠するものであり、精神的なものであるということが理解できる。それは、アドルノがヴェブレンの「制度」概念を「意識形態」と同様に解釈すべき（Adorno訳書 1996, 100頁）というように、「思考習慣としての制度」がヴェブレンの思想の基底にあると理解できる。

ここで、「制度」概念を検討するうえでの教育学的意義を考えた場合、同様に「思考習慣としての制度」を「制度」概念の軸にすえたゲーレンでは、先に述べたように、その意義は人間形成という観点にあるということだった⁽⁸⁾（岡谷 1995）。では、ヴェブレンの場合は、どこにそうした意義を見出すことができるのだろうか。それは、ヴェブレンを理解する上でもう一つ重要な鍵概念である「進化」を検討することで明らかになると思われる。

3. ヴェブレンの「進化」とは

序論においてヴェブレンの「制度」概念が示され、制度の進化過程の概略のみが示された。分析の重点が再度、「制度」の進化や移行過程へと戻ってくるのは、8章「産業からの免除と保守主義（Industrial Exemption and Conservatism）」、および9章「古代的特性の保存（The Conservation of Archaic Traits）」においてである。そこで、以下では8及び9章を中心にヴェブレンの考える「進化（evolution）」とは何なのかを考察する。

ヴェブレンは、社会における人間の生活は、生物の生存闘争と同様に淘汰的適応の過程であるとして次のように述べている。

「人間の制度や資質のなかで生じたり、生じつつある進歩は、大まかに言えば、人間の生活が営

まれる社会の成長や制度の変化とともに漸次変化してきた、環境に対する諸個人の強制的な適応の過程と最適な思考習慣の自然淘汰とに帰することができよう。制度それ自体は、たんに普及し、支配的なタイプになっている精神態度や習性を形成する淘汰的で適応的な過程の産物であるだけではない。それは同時に生活と人間関係の特定の体系であり、それゆえ、次の機会には淘汰をもたらす要因になる」(T. L. C., p. 131. 訳, 212頁)。

すなわち、ヴェブレンは環境と人間とを媒介するものとして「思考習慣」、「精神態度や習性」といった「制度」をおき、さらには、それが環境に対して人間が取りうる行動の本質として考えていたといえる。環境と人間との関係の中での「制度」の位置づけは以下の指摘からうかがえる。

「制度は、変化する環境とともに変わるはずである。というのは、制度には、このような変化する環境が与える刺激に反応しようとする習慣的な方式、という性質が備わっているからである。このような諸制度の発展が、社会の発展である。制度とは、実質的にいえば、個人や社会の特定の機能に関する広く行きわたった思考習慣なのである。」(T. L. C., p. 132. 訳, 214頁)。しかしながら、「現在の人間の思考習慣は、環境が変化を強制しないかぎり、無限に持続する傾向をもっている。こうして、われわれが受け継いできたこのような制度、このような思考習慣、ものの見方、精神態度や習性等々は、したがってそれ自体が保守的な要因である」(T. L. C., p. 133. 訳, 215-216頁)。

人間の思考習慣としての「制度」が、外的な圧力を受けなければ、あえて現在慣れ親しんできた「制度」を捨象し、新たな「制度」を受け入れようとはしない、というこの指摘は一般的に首肯できる。ヴェブレンは、このことを「退行 (retrogression)」と呼んでいる。すなわち、人間は従来の思考習慣を変えざるを得ないような環境の変化に直面した場合、必ずしもそれに適合するような新しい思考習慣を身につけようと努力するわけではなく、むしろ過去のさらに古い時代の思考習慣へと「退行」することで事態の打開を図ろうとする傾向をもつというものである⁽⁹⁾。

ここで、ヴェブレンの考える「進化」とはどのようなものなのかを簡単に整理すれば、当時ダーウィンの進化論の影響を受け、社会進化論の立場にたつスペンサー (Spencer, H.) の考えるような、社会が低次な状態から高次な状態へと発展するという直線的な進歩の過程ではなく、過去の時代の思考習慣への絶えざる回帰を包含した過程であると思われる⁽¹⁰⁾。

4. 教育に関する文脈への適用

ヴェブレンによれば、「あらゆる共同社会は産業的または経済的なメカニズムと見なしうるが、その構造は経済的な制度と呼ばれるものから構成され」、そうした「社会は、過去の間に学びその制度に組みこんできた方法に従って、自らの生活目的のために環境がもつ力を利用する」。しかし、人口の増大、人間が取り扱うべき知識や技能の量が拡大してくると「集団構成員の間の習慣的な関係の仕方や集団全体としての生命活動を遂行する習慣的な方式がもはや従来と同じ結果をもたらさなくなるだけでなく、結果的な生活諸条件の配分や割当も、さまざまな構成員の間で、従来と同じ方式でなされたり、

同じ効果をもったりしなくなる」可能性は十分にある（*T. L. C.*, p. 134-135. 訳, 217-218頁）という。そのような場合、有閑階級は「社会の前進・発展と呼ばれる環境への適応を妨げるように作用し続ける」（*T. L. C.*, p. 142. 訳, 231頁）のである。

このヴェブレンの指摘を冒頭の問題関心と照らしてみると、「思考習慣としての制度」と「法としての制度」との断絶には官僚制の影響があるのではないだろうか、と思われてくる。というのも以下のよう考えられるからである。

現在の日本においてはヴェブレンのいうような有閑階級が必ずしも存在するとはいえないが、ヴェブレンが定義する有閑階級が、現代のように職業の多様化と専門化が進むと、「労働者階級」と「有閑階級」との区別が「産業的職業」と「非産業的職業」とで区分的されるようになる。そして「産業的とは分類されない職業—戦闘、政治、学術および聖職」（*T. L. C.*, p. 23. 訳, 14頁）が現代においては有閑階級のなごりを示すことになる⁽¹¹⁾。現代において教育に関するものも含めて多くの政策というものは「非産業的職業」の人々によって指針を与えられ、立案され、施行される。そこでは、「社会の前進・発展と呼ばれる環境への適応を妨げるように作用し続ける」ような、つまり、現在直面している課題を解消しえない改革である場合が多い。それは、従来慣れ親しんできた習慣からの離脱を忌避するものだからである。

ここで、教育に関する政策を実施する機関としての教育委員会について、その委員の属性をみた場合、都道府県教育委員では学歴が旧・新制大学出身者が多く高学歴で、無職者を除くとすべてが管理的職業従事者か、あるいは専門的職業従事者である（加治佐・廣野 2000, 251頁）。よって、それらの人々はヴェブレンのいうところの有閑階級的な人々となり、保守的な思考をもつ傾向といえる。さらに、教育長は都道府県の場合通常、教育・教育行政職あるいは一般行政職出身者から任用される。すなわち、教育委員・教育長に選任される人々というのは多くの場合、すでに複雑で大規模な組織の目標を効率的に達成するための合理的な管理・運営の体系としての官僚制的思考を身につけているといえる。これらの人々に重要視されるのは、何かを新たに創造するよりは「習熟した活動の範囲内で厳密に服従するという態度」であり、ここから「人間は…みずからの習熟した規範と規則の維持をたえず目指すものである」（Weber訳書 1987, 54頁）という結論が導き出される。こうして、ウェーバーがいうように「官僚制はひとたび完全に実施されると、破壊することのもっとも困難な社会形象の一つとなる」（Weber訳書 1987, 53頁）。

この官僚制的な思考とヴェブレンの思考習慣としての制度との連関を整理すれば次のようにいえる。戦後の教育を含めた地方自治制度というのは、「自由主義と民主主義の二つの観点から組み立てられているといわれている」（村上 1995, 108頁）が、実際には多くの障壁があり、その理念の通りには機能してこなかった。その後時代背景の変化から1995年5月地方分権推進法が成立し、分権推進の枠組と組織、手順が示され「法としての制度」の改革は整備された。しかし、「法としての制度」の執行者である行政に携わる人々はルーティン化した職務の変化を嫌うため、「法としての制度」の運用面において抵抗を行う。「法としての制度」を制定・施行しているにもかかわらず、その運用を行う段階になると

従来から慣れ親しんできた習慣からの離脱を阻むという矛盾が生じる。そこから「思考習慣としての制度」においては従来通りの規範が維持され、結果として「思考習慣としての制度」と「法としての制度」との断絶が生じているといえる。

5. 結語

ここで、ヴェブレンの「制度」概念を小括すれば、ヴェブレンのいう「制度」とは、習慣としての思考様式に依拠するものであり、精神的なものであるということであった。さらに、その「思考習慣としての制度」にはヴェブレン独自の「進化」という概念が包含されており、ヴェブレンの考える「進化」とは、人間の思考習慣としての「制度」には過去の時代の思考習慣への絶えざる回帰を内包した過程ととらえていたことがわかる。つまり、人間とは常に直線的な進歩をとげるのではなく、ときには「退行 (retrogression)」を繰り返しながら進化するものととらえていた。

このことを教育の文脈に適用し、筆者の問題関心である「思考習慣としての制度」と「法としての制度」との断絶が、いかなる過程で生じる可能性があるのかについてみれば、官僚制を用いることでひとつの結論を導き出すことができた。すなわち、矢継ぎ早に出される教育改革案、教育政策（その内容が真に“教育的”であるかはここでは不問に付す）が、いかに斬新であろうと、その施行・運用においては従来型の思考様式をもつ人々によって修正され、当初の理念・意図とは遊離したものになるということである。

では、なぜそうした事態が生じるのか。その説明は今後の課題となるが、人間が社会生活を営むうえで組織という存在から逃れられないことを考慮に入れば、理論的には組織論からのアプローチが必要であろうと思われる。その際、組織の成員間の相互作用過程の分析が説明の糸口として有効であると考えられる⁽¹²⁾。

—註—

- (1) 例えば、中山大 (1974)、高 (1991)、宇沢 (2000b) などがある。ここで興味深いのは、ともにヴェブレンを研究している高と宇沢がヴェブレンとデューイとの関係を指摘している点である。宇沢は「ヴェブレンの考え方の基調は、Liberalism=リベラリズムの思想、といったほうがいいでしょう。(中略) リベラリズムの思想は、シカゴ大学でソースティン・ヴェブレンの同僚であった哲学者ジョン・デューイ (1859-1952) の手によって、大きな社会原理として確立していきます」(『経済に人間らしさを』かもがわブックレット、11-12頁)と述べ、ヴェブレンとデューイの思想的連関を指摘している。一方、高は『有閑階級の理論』の訳者解説で、『人間はなぜ、どのように行動するか』という問題に取り組み続けたという意味では、ヴェブレンもまた、広い意味でデューイ流のプラグマティズムの哲学を共有していたと言っているが、いわゆる『実用主義』については、彼はあくまでも批判的な態度を取り続けた(443-444頁)と宇沢よりも踏み込んだ指摘を行っている。
- (2) 当時のそうした論稿をまとめた代表的なものとして、Halsey, A. H., Floud, J., Anderson, C. Arnold., 1961, *Education, Economy, and Society ; A Reader in Sociology of Education*, New York. (清水義弘監訳『経済発展と教育；現代教育改革の方向』東京大学出版会 1963.) がある。
- (3) なぜヴェブレンを手がかりとして制度の考察を行うのか。それは次の理由による。現在進行している様々な制度改革を背後から支えているのは、新古典派経済学に基づく理論であることは周知の事実である。ウ

エブレンに端を発する進化経済学は新古典派の経済理論を批判し、人間に依拠した経済理論を提示する。グローバリゼーションの影響が経済のみならず教育にも浸透してきている現在、その課題を解く糸口の可能性をもつと考えられる。ここで進化経済学について簡単に述べれば、進化経済学では経済を進化するものととらえる。その場合の進化とは単なる変化や拡大ではなく、「日々の変化や年々の変化をととして反復・維持される何かがあることが前提」であり、そのようなものとしてヴェブレンは思考習慣としての制度を指摘したわけである。現在「進化経済学では、諸制度の進化的考察が試みられているが、ここでは複製されるものとして制度を考えている」（進化経済学会・塩沢 2000, 34頁）。なお、進化経済学に関しては、進化経済学会編 1998, 『進化経済学とは何か』有斐閣、江頭進 2002, 『進化経済学のすすめ』講談社現代新書などを参照のこと。

- (4) この黒崎と藤田の間の論争および各々の立場については、藤田英典・志水宏吉編 2000, 『変動社会のなかの教育・知識・権力』新曜社、黒崎勲「教育改革理念の歴史的変容」、藤田英典「教育政治の新時代」に詳しい。
- (5) ヴェブレン自身が序文で言明しているように、序論に含まれている理論的な立場は、それぞれ内的な論理展開上の関連性をもたず、独立した3つの論文として1898年『アメリカ社会学雑誌』に発表された。それらの論文は、「製作者本能と労働の煩わしさ」(“The Instinct of Workmanship and the Ireksomeness of Labor”)、「所有権の初期」(“The Beginnings of Ownership”)、「野蛮時代の女性の身分」(“The Barbarian Status of Women”)である。
- (6) 人間の習慣については同様にブルデューも言及している。ブルデューは、「慣習行動を生みだす図式の体系」をハビトゥスとよび、「構造化する構造、つまり慣習行動および慣習行動の知覚を組織する構造であると同時に、構造化された構造でもある」と定義する (Bourdieu訳書 1989, 260-268頁)。ブルデューは、このハビトゥスと不可分の関係である慣習行動のことを実践 (pratique) とよぶ。そして「実践を説明できるのはただ、実践を産み出したハビトゥスが構成される場をなす社会的諸条件と、ハビトゥスが効力を発揮する場である社会的諸条件とを関連させる時だけ」であるという。(Bourdieu訳書 1988, 89頁)
- (7) 製作者本能 (Instinct of Workmanship) は、ヴェブレンの思想を理解する上で重要な概念の一つである。その意味は「動物種のひとつとしての人間が種の一員として存続するためには、人間の生命活動維持に役立つ行為を助長し、それを阻害する行為を回避させるような感覚や意識機構の存在が、不可欠である」とする「生物学的次元においてみた人間性の規定」(高 1991, 53-54頁)であり、さらにいえば、「技術者、職人、労働者が常に、ものをつくるという立場から最良の生産技術、原材料、生産工程を選ぼうとする本能的性向を意味する」(宇沢 2000a, 149頁)。
- (8) ゲーレンの「制度」概念から教育学的意義を検討した研究として、宮嶋 (1989)、岡谷 (1995) などがある。本稿では先行研究として岡谷 (1995) を主に参考とした。
- (9) このことを教育の文脈で考えた場合、例えば、ゆとり教育など教育政策の変更が実施されても従来からの受験競争が緩和されず、むしろ逆機能が起りつつあることなどが指摘できる。
- (10) デュルケームはスペンサーの社会進化論に対して、「究極においては、われわれの結論は、彼の結論を反復するというよりも、彼の結論に対立するようになっている」(Durkheim訳書 1989, 316頁)と述べ反駁を行っている。また、従来からの一般的なスペンサー理解が、「人間にとってより好ましい一方向に社会を作り替えることが可能であるとする社会進化論であると見なされ」とともに「生存に適さない人間を切り捨てるのが可能であるとする社会ダーウィニズムである」ということに対して、スペンサーの進化概念には、今日の分子生物学の知見における中立説的要素が包含されており、それゆえ、いわゆる社会進化論や社会ダーウィニズムと混同して解釈するのは、スペンサーが提示した進化論の本質を見誤ることになる (挾本 2000, 191-192頁) という指摘もある。
- (11) 現代の日本の状況と照らし合わせてみた場合、ヴェブレンのこのような単純な区分は不適切である。「非産業的職業」とされる政治や学術の分野においても「産業的職業」と密接に関係のある場合が現在においては多々みられるからである。また、SSM調査による階層研究が「職業階層」に依拠して職業分類が詳細に類型化されていることから「産業的職業」「非産業的職業」といった区分は、現在においては限界がある。しかし、本稿では「有閑階級という制度は、ある職業は尊敬に値し、ある職業は尊敬に値しないという、初期の職業間の差別化から派生したもの」(T. L. C., p. 25, 訳, 18頁)というヴェブレンの指摘が、1955年から1995年まで20年ごとにSSM調査の職業威信スコアの変化を分析し、全体的なスコアのレベルの変化はあるものの、職業間の相対的な位置関係はほとんど変化していないことから、人々の職業に対する志向に

も基本的な変化はない(原 2000, 30頁)とする最新の知見と符合するものと判断した。

- (12) 例えば、金井(1990)は、組織研究の方法論において、エスノグラフィーにもとづく新たな方法論の奥行きについて指摘している。また、佐藤(2002)は、フィールドワークに対して「やや旧式の実証主義的立場からなされる」批判的見解に対し、米国におけるフィールドワーク的研究を検討し、フィールドワークが問題の定式化と仮説の構成法の本質的要素であることを明らかにしている。

<引用・参考文献>

- Adorno, Theodor Wiesengrund, 1955 *Prismen- Kulturkritik und Gesellschaft*. (渡辺祐邦・三原弟平訳『プリズメン』ちくま学芸文庫 1996.)
- Berger, Peter, and Thomas Luckmann, 1967 *The Social Construction of Reality*, New York: Doubleday. (山口節郎訳『日常世界の構成』新曜社 1977.)
- Bourdieu, Pierre, 1979 *La Distinction; Critique Sociale du Jugement*, Éditions de Minuit. (石井洋二郎訳『ディスタクシオン [社会的判断力批判] I』新評論 1989.)
- Bourdieu, Pierre, 1980 *Le Sens Pratique*, Les Éditions de Minuit. (今村仁司・港道隆訳『実践感覚(1)』みすず書房 1988.)
- Durkheim, Émile, 1902, *De la Division du Travail Social*. 2e ed., Felix Alcan. (井伊玄太郎訳『社会分業論(上)』講談社学術文庫 1989.)
- Veblen, Thorstein Bunde, 1899 *The Theory of the Leisure Class: An Economic Study in the Evolution of Institutions*. (高哲夫訳『有閑階級の理論—制度の進化に関する経済学的研究』ちくま学芸文庫 1998.) なお、本稿ではミルズの序文がついた再版を用いた (Veblen, Thorstein; with an introduction by Mills, Charles Wright, 1992 *The Theory of the Leisure Class*)
- Veblen, Thorstein Bunde, 1904, *The Theory of Business Enterprise*. (小原敬士訳『企業の理論』勁草書房 1965.)
- Veblen, Thorstein Bunde, 1914, *The Instinct of Workmanship and the State of the Industrial Arts*, New York. (松尾博訳『ヴェブレン 経済的文明論—職人技本能と産業技術の発展—』ミネルヴァ書房 1997.)
- Weber, Max, 1921-22, *Bürokratie*. (*Grundriß der Sozialökonomik*, III. Abteilung, *Wirtschaft und Gesellschaft*, Verlag von J. C. Mohr [Paul Siebeck], Tübingen, Dritter Teil, Kap. VI, S. 650-678.) (阿閉吉男・脇圭平訳『官僚制』恒星社厚生閣 1987.)
- 宇沢弘文 2000a, 『社会的共通資本』岩波書店.
- 宇沢弘文 2000b, 『ヴェブレン』岩波書店.
- 岡谷英明 1995, 「アーノルド・ゲーレン『制度の哲学』の教育学的意義」『教育哲学研究』第72号, 16-30頁.
- 小川正人 1991, 『戦後日本教育財政制度の研究』九州大学出版会.
- 荻原克男 1996, 『戦後日本の教育行政構造—その形成過程』勁草書房.
- 加治佐哲也・廣野孝 2000, 「教育委員と教育委員会」堀内孜編『地方分権と教育委員会制度』ぎょうせい.
- 金井壽宏 1990, 「エスノグラフィーにもとづく比較ケース分析—一定性的研究方法への一視角」『組織科学』第24巻1号, 46-59頁.
- 兼子仁・村上順 1995, 『地方分権』弘文堂.
- 姜尚中・吉見俊哉 2001, 『グローバル化の遠近法—新しい公共空間を求めて』岩波書店.
- 黒崎勲 1996, 「アンチ教育行政学の神話と教育行政理論の課題」『教育学研究』第63巻第3号, 43-50頁.
- 佐藤郁哉 2002, 「労働現場の民族誌—米国におけるフィールドワークを中心にして」『日本労働研究雑誌』第500号, 56-70頁.
- 進化経済学会・塩沢由典編 2000, 『方法としての進化—ゲネシス進化経済学』シュプリンガー・フェアラーク東京.
- 高哲夫 1991, 『ヴェブレン研究—進化論的経済学の世界—』ミネルヴァ書房.
- 中山大 1974, 『ヴェブレンの思想体系』ミネルヴァ書房.
- 挾本佳代 2000, 『社会システム論と自然—スペンサー社会学の現代性』法政大学出版局.
- 原純輔 2000, 「近代産業社会日本の階層システム」原純輔編『日本の階層システム 1 近代化と社会階層』東京大学出版会.
- 藤田英典 1997, 『教育改革—共生時代の学校づくり—』岩波書店.
- 宮嶋秀光 1989, 「社会制度と人格形成—A. ゲーレン制度論の研究」『京都大学教育学部紀要35』.
- 渡邊洋子 2002, 「国内の教育政策研究動向」『構造改革と教育政策』日本教育政策学会年報第9号, 180-188頁.